

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

加 東 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	… 1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	… 4
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	… 7
第 4	第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	… 7
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標	… 9
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	… 1 0
第 7	その他	… 1 5

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 加東市は、兵庫県南部、播州平野のほぼ東北部に位置し、加古川が西部に、東部には加古川の支流である東条川が流れ、川に沿って水田が広がり、北東部は山間部に農地が開けている。

その立地条件を生かして、水稻が主体で、特に、古くから酒米の山田錦の栽培が盛んで、他には麦、大豆、野菜等の農業生産を展開してきた。

近年、集落単位での営農組織や機械の共同利用が進展し、又は、経営の発展を図るため、一部の農家は、農地の利用集積等により経営規模を拡大する傾向が生じている。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 加東市の農業構造については、商工業の発展に伴い、他産業への就業機会に恵まれたこと、農業生産基盤である農地・農道・水路等の基盤整備がほぼ完了したことなどから兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家へ農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、一部の集落においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 加東市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、市町が定める地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を作成し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、加東市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり **450万円**程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり **1,800時間**程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、加東市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり **1,800時間**程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営目標は、主たる従事者1人当たり概ね **200万円**とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農形態に応じた経営安定・地域定着までの一貫支援に取り組む。

- 4 加東市は、将来の加東市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条

件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、加東市は、みのり農業協同組合（以下「みのり農協」という。）、加東市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、加西農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、加東市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため地域計画を促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、（公社）ひょうご農林機構（以下、「農地中間管理機構」という。）が行う農地中間管理事業により農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地と保全等を進める農地に区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、近隣の認定農業者等の参入、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、

オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が調ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化や地域計画の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、加東市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 加東市は、再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を普及センターの協力を受けて行う。

特に、複合型農業や新規作物の導入を目指す農家においては、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する研究を行い、複合的な農業経営の発展に結びつけるように努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方式。農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に加東市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、加東市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標)

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式		経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻+ 作業受託	<作付面積等> 水稻=8.0h a 酒米=6.0h a 小粒 2.0ha 作業受託 3.0ha (荒おこし、 くれ返し、 代かき、 田植え、 刈り取り) <経営面積> 8.0ha	<主な資本装備> 倉庫兼作業場 トラクター (45ps) 田植機 (5条) 動力噴霧機 コンバイン (3条) トラック (2t) <その他> ・育苗、乾燥調製は 共同利用施設利用	100 m ² 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
野菜+ 水稻	<作付面積> 山の芋 1.0ha 水稻(酒米) 3.0ha <経営面積> 4.0h a	<主な資本装備> 倉庫兼作業場 トラクター (25ps) 田植機 (4条) (共有 1/2) コンバイン (3条) (共有 1/2) 動力噴霧機 軽トラック <その他> ・育苗、乾燥調製は 共同利用施設利用	100 m ² 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
水稻+ 野菜	<作付面積> ナス 0.6ha (半促成 0.3ha) (抑制 0.3ha) 水稻 1.0ha <経営面積> 1.3h a	<主な資本装備> トラクター (25ps) 暖房機 動力噴霧機 コンバイン (2条) 田植機 (4条) 軽トラック ビニールハウス 作業場兼収納舎 <その他> ・育苗、乾燥調製は 共同利用施設利用	1台 3台 1台 1台 1台 1台 3,000 m ² 150 m ²	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施	・市場の休日等を 考慮した休日制 の導入 ・農閑期を利用し た長期休暇制の 導入 ・繁忙期における 雇い入れ等労働 力の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式		経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
野菜	<作付面積> いちご 0.3 ha <経営面積> 0.3 h a	<主な資本装備> 育苗ハウス ビニールハウス 高設栽培施設 動力噴霧器	500 m ² 3,000 m ² 3,000 m ² 1 台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・インターネット等による市況等の情報収集	・市場の休日等を考慮した休日制の導入 ・農閑期を利用した長期休暇制の導入 ・繁忙期における雇い入れ等労働力の確保
水稲+ 大麦	<作付面積> 水稲 6.0ha （酒米 5ha うるち米 1ha） 大麦 4ha 作業受委託 延べ 15ha （耕起 5ha） （田植え 5ha） （刈取り 5ha） <経営面積> 6.0 h a	<主な資本装備> トラクター（40ps） 田植機（6条） 動力散布機 コンバイン（2条） 普通トラック 播種機 作業場兼作業場 <その他> ・育苗、乾燥調製は 共同利用施設利用	2 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 150 m ²	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・市場の休日等を考慮した休日制の導入 ・農閑期を利用した長期休暇制の導入 ・繁忙期における雇い入れ等労働力の確保
花+ （ハウス）	<作付面積> 花壇苗 0.3ha <経営面積> 0.3ha	<主な資本装備> スキッドステアローダー 自動土入れ機 ベルトコンベアー ビニールハウス 暖房機	1 台 1 台 1 式 1 式 2,000 m ² 1 式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
薬物野菜 （ハウス） +水稲	<作付面積> ほうれんそう 0.25ha×4 回 水稲（酒米） 4.0ha <経営面積> 4.25 h a	<主な資本装備> ビニールハウス 倉庫兼作業場 トラクター（25ps） 管理機 田植機（4条） コンバイン（3条） 軽トラック <その他> ・育苗、乾燥調製は 共同利用施設利用	2,500 m ² 100 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式		経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
果樹	〈作付面積〉 ぶどう 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈主な資本装備〉 ぶどう棚 管理施設 灌水施設 運搬車 梱包機 スピードスプレイ ヤ 〈その他〉 ・大型直売所販売、 個人直売宅配による販売。	0.5ha 74 m ² 1 式 1 台 1 台 5000	・複式簿記記帳 の実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保
果樹+ 水稻	〈作付面積〉 もも 1.0ha 水稻(酒米) 5.0ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター (35ps) 田植機 (6 条) 動力噴霧機 コンバイン (4 条) 軽トラック 普通トラック 作業場兼収納舎 〈その他〉 ・育苗、刈取り、乾 燥調製は共同利用 施設利用	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 150 m ²	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施	・市場の休日等を 考慮した休日制 の導入 ・農閑期を利用し た長期休暇制の 導入 ・繁忙期における 雇い入れ等労働 力の確保

酪農

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式		経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
酪農+ (乳用牛) 水稻	〈飼養頭羽数〉 水稻 5.0ha 飼料作物 延べ 5.0ha 経産牛 40 頭 育成牛 9 頭 〈経営面積〉 7.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター (45ps) 田植機 (4 条) コンバイン (3 条) 動力散布機 成牛舎 育成牛舎 堆肥舎 フォレンジハーベ スター フォレンジワゴン サイロ (50 m ²) トラック ダンプ 軽トラック 乾燥機 (24 石) 播種機 作業場兼収納舎	1 台 1 台 1 台 1 台 347 m ² 48 m ² 75 m ² 1 台 1 台 2 基 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 100 m ²	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施 ・牛群検定事業へ の加入	・ヘルパー制度を 利用した休日制 の導入

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 1～2 人として示している。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、更には複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。

3 地域の特性に応じて当該市町村が属する都道府県基本方針には掲げられていない営農類型を

市町村が示すことは差し支えない（組織経営体についても同様）。

〔組織経営体〕

（農業経営の指標）

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式		経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻+ 作業受託	＜作付面積＞ 水稻 20.0ha 酒米 15.0ha 小粒 5.0ha 作業受委託 延べ15ha (耕起 5ha) (田植 5ha) (刈取 5ha) ＜経営面積＞ 20.0ha (主たる従事者2人)	＜主な資本装備＞ 倉庫兼作業場 トラクター (45ps) 田植機 (側条施肥) (5条) コンバイン (3条) 動力噴霧器 トラック (2 t) ＜その他＞ ・育苗、刈取り、乾燥調製は共同利用施設利用	150㎡ 1台 1台 1台 1台 1台	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る	・休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
土地利用型 水稻+大麦	＜作付面積＞ 水稻 18.0ha 大麦 10.0ha ＜経営面積＞ 18.0ha (主たる従事者2人)	＜主な資本装備＞ 倉庫兼作業場 トラクター (40ps) ロータリー (180cm) 田植機 (6条) コンバイン (5条) 動力噴霧器 トラック (2 t) 軽トラック 播種機 ＜その他＞ ・育苗、刈取り、乾燥調製は共同利用施設利用	150㎡ 2台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・経営体の体質強化のため、法人化の実施	・休日制の導入 ・農閑期を利用した長期休暇制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に加東市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、加東市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の3に示す目標を目指すものとする。

第4 第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である山田錦やもち麦などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化

に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及センター、みのり農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターやみのり農協等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市が主体となって、みのり農協、普及センター、農業委員会等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、みのり農協等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、再生協議会及びみのり農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、みのり農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

市において作成する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、市、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯雑の状況を解消し、担い手の農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め新規就農の促進等を図る。

なお、上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア： 30% なお、面的集積については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

（注） 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェア

の目標である。

- 2 面的集積についての目標は定量的な表現、定住的な表現のどちらでも構わない。
- 3 目標年次はおおむね10年先とする。
- 4 同一市町村内で、地域によって見込まれる面積シェア及び面的集積についての目標に著しい相違があるときは、市町村内を区域区分して記述してもよい。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

加東市では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入が出来ていないことなどにより、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

加東市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。

また、今後10年で離農等により大量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め多くの農地が遊休農地化し、加東市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、市、農業委員会、農地中間管理機構、みのり農協、東播土地改良区（以下「土地改良区」という。）等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めることをもって、基幹産業である農業の維持を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

加東市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情に合わせた多様な担い手の育成
- ウ 農地中間管理機構の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進
- エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加東市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促

進事業の実施に関する基本的な事項」の基本的な取組に定められた方向に即しつつ、加東市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

加東市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画を推進する事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 地域計画を推進する事業

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

(2) 開催に係る情報提供の方法

市のホームページ等の利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

(3) 参加者

農業者、市、農業委員、みのり農協、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

(4) 協議すべき事項

協議の場においては、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(5) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興部農政課に設置する。

(6) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

これまで、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を図ってもない、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(7) 地域計画の策定の進め方

市は地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、みのり農協、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて、利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

加東市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

（イ）作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

（ウ）農作業の効率化に関する事項

（エ）認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

（オ）認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

（カ）その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項について明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第６号の認定申請書を加東市に提出して、農用地利用規程について加東市の認定を受けることができる。

イ 加東市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする

（ア）農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

（イ）農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

（ウ）（４）のアの（エ）に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

（エ）農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 加東市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を加東市の掲示板への提示により公告する

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業委託に関する事項

ウ 加東市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ) に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用計画は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構

成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 加東市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 加東市は、（５）のＡに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、みのり農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

３ みのり農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

ア みのり農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）みのり農協による農作業の受委託のあっせん等

みのり農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農作業の受委託のあっせんや農地中間管理機構との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（３）みのり農協自らが委託を受けて農作業を行う取組等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

４ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

加東市は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア ほ場整備事業による農業生産基盤の面的整備は、ほぼ完了しているが、今後も農地の効率化を目指しての整備を進める。今後は、育苗、乾燥調製等の共同利用施設も設置済みであるが、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を図るため、農作物の加工処理施設、野菜等の集出荷や販売施設等の野菜施設の導入の推進に努め、農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備に努める。
- イ 経営所得安定対策への積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じ、望ましい経営の展開に資するよう努める。
- ウ 公共下水道事業、農業集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- エ 地域の農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- オ 農業団体を通じ、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

加東市は、農業委員会、普及センター、みのり農協、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、加東市は、このような協力の推進に配慮する

(3) 利用権設定等促進事業の経過措置について

利用権設定等促進事業について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、従前の例によるものとする。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。

4 この基本構想は、令和５年９月２９日から施行する。